

寒川学校給食センター条例施行規則をここに公布する。

令和5年6月22日

寒川町教育委員会

教育長 大川 勝徳

寒川町教育委員会規則第3号

寒川学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川学校給食センター条例（令和5年寒川町条例第 号）第3条の規定に基づき、寒川学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 給食センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、給食センターの事務を所掌し、所属職員を指揮監督する。

(事業)

第3条 給食センターは、次の事業を行う。

- (1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に関すること。
- (2) 学校給食献立の作成、調理及び配送に関すること。
- (3) 学校給食の食品検査に関すること。
- (4) 学校給食における食に関する指導、健康増進等に関すること。
- (5) 食育及び食の啓発に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認めた業務に関すること。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。